

令和5年度
横芝光町自動運転実証調査業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

令和5年8月
横芝光町企画空港課

目次

1. 趣旨	2
2. 概要	2
3. 参加資格	2
4. 参加申込手続等	3
5. 質疑の受付・回答	4
6. 企画提案の審査・選定	4
7. 失格又は無効	5
8. 取下げ	5
9. 契約の締結等	5
10. その他留意事項	6

1. 趣旨

この要領は、町が発注する自動運転実証調査業務委託（以下「本業務委託」という。）について、透明性及び公平性を確保しながら、豊富な経験、実績、優れた技術力及び信頼性を有する最も適した契約候補者を特定するために行う公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）による契約実施に関し必要な事項を定めるものとする。

2. 概要

(1) 名称

横芝光町自動運転実証調査業務

(2) 業務内容

別添「横芝光町自動運転実証調査業務仕様書」のとおり

(3) 業務期間

契約締結日の翌日から令和6年3月31日まで

(4) 委託見積限度額

本業務委託の委託見積限度額 金184,056,000円（消費税及び地方消費税を含む）
ただし、本業務委託は国庫補助金を財源とするため、国庫補助金が採択されなかった場合は契約しない。また、町要望額に対し減額採択された場合は、契約しない場合がある。

(5) スケジュール（予定）

内 容	日 程
公募開始の公表（実施要領等の配布）	令和5年8月2日（水）
質疑の受付	令和5年8月10日（木）午後5時まで
質疑への回答	令和5年8月16日（水）
参加申込書及び企画提案書の提出期限	令和5年8月22日（火）午後5時まで
企画提案書の評価 （プレゼンテーション及びヒアリング）	令和5年8月28日（月）午後2時
契約候補者及び次点契約候補者の決定通知 審査結果の公表	令和5年8月29日（火）
仮契約締結	令和5年9月5日（火）予定

(6) その他

本プロポーザルについての説明会は実施しない。

3. 参加資格

本プロポーザルに参加を希望する事業者は次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 法人格を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続の申立てがなされた場合は、更生計画の認可の決定がなされていること。

- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、再生計画の認可の決定がなされていること。
- (5) 手形交換所による取引停止処分を受けて 2 年以上を経過していること、または本委託業務の契約候補者決定日前 6 か月以内に手形、小切手を不渡りにしていないこと。
- (6) 本募集要項の募集開始の日から参加表明書の提出締切までに、横芝光町暴力団排除条例（平成 24 年条例第 2 号。以下「暴力団排除条例」という。）の規定による措置、横芝光町建設工事請負業者等指名停止措置要領（平成 23 年策定）の規定による指名停止措置、または横芝光町入札契約に係る暴力団対策措置要綱（平成 27 年策定）の規定による指名除外を受けていないこと。
- (7) 暴力団排除条例第 2 条に規定する暴力団または暴力団員、暴力団員等を構成員としていないこと。
- (8) 国税、都道府県民税及び市町村税を滞納していないこと。
- (9) 国内で自動運転技術の実証実験を実施し、1 年以上の運用実績がある者であること。

4. 参加申込手続等

企画提案者は、下記により必要書類を提出すること。

ただし、必要がある場合には補足資料の提出を求めることがある。

※郵送の場合、日本工業規格A4判、横書、（イ）から（エ）をフラットファイルに綴り提出すること。ただし、図表などを記載する場合、A3判の用紙をA4判サイズに折りたたむことは可とする。

(1) 提出書類

- (ア)参加申込書及び誓約書（様式1） 1部
- (イ)企画提案書 8部（正本1部、副本7部）
- (ウ)計画工程表 8部（正本1部、副本7部）
- (エ)参考見積書及び明細書 8部（正本1部、副本7部）
- (オ)その他添付書類 各1部（⑤から⑦は3か月以内に発行したもの）

- ① 会社概要がわかる資料
- ② 定款
- ③ 決算報告書（過去2年分）
- ④ 業務実績（公共団体における自動運転技術の実証等）
- ⑤ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
- ⑥ 印鑑登録証明書
- ⑦ 納税証明書（直近年度分の未納がないことが確認できるもの。本社分）

※ただし、新規に法人を設立した場合など、これまでに事業実績がなく、提出できない書類がある場合には、予め担当者に連絡すること。

(2) 提出期限

令和5年8月22日（火）午後5時まで

(3) 提出方法

持参または送付とする。

郵送する場合は、事前に郵送にて提出する旨を下記担当部署へ連絡のうえ、配達証明書
付書留郵便により提出期限までに必着

(4) 提出先及び担当部署

〒289-1793

千葉県山武郡横芝光町宮川11902番地

企画空港課 デジタル推進室

5. 質疑の受付・回答

- (1) 提出書類 質問書（様式2）によるものとする。
- (2) 提出方法 電子メールでのみ受付
- (ア) 送付先 横芝光町 企画空港課 デジタル推進室
E-mail : kikakuko@town.yokoshibahikari.chiba.jp
- (イ) 件名 「（質問）自動運転実証調査業務プロポーザル」
- (ウ) 留意事項 メール送信後に到着確認の電話連絡をすること。（0479-84-1279）
- (3) 受付期間 令和5年8月2日（水）から令和5年8月10日（木）午後5時まで
- (4) 回答方法 受付期間終了後、令和5年8月16日（水）までに町ホームページで回答

6. 企画提案の審査・選定

(1) 審査委員会の設置

(ア) 応募された提案については、横芝光町が設置する自動運転実証調査業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、審査及び評価する。

(イ) 審査委員会は、委員6人で組織し、委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- ①副町長
- ②企画空港課長
- ③総務課長
- ④財政課長
- ⑤産業課長
- ⑥都市建設課長

(ウ) 審査委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は副町長を、副委員長は企画空港課長をもって充てる。

(エ) 委員長は、会務を総理し、審査委員会を代表する。

(オ) 委員長に事故があるとき又は委員長がかけたときは、副委員長がその職務を代理する。

(2) 審査方法

提出された企画提案書を別表に示す審査基準に基づいて審査する。

プレゼンテーション等の内容で採点し、最も優れている提案を選定する。

(3) プレゼンテーション及びヒアリング

(ア) 実施日：令和5年8月28日（月）午後2時から

(イ) 実施場所：横芝光町役場 第1会議室

※時間及び実施場所については、変更となる場合がある。

(ウ)所要時間：1事業者30分以内とする。

※提出書類の説明20分以内、審査委員会からの質疑10分程度

※時間等の詳細については、企画提案者に別途通知する。

(エ)その他

- ① 電源とスクリーン及びプロジェクターは町が用意する。
- ② パソコン及び音響装置等を使用する場合は、事業者が用意すること。
- ③ プレゼンテーションは非公開とする。
- ④ プレゼンテーションは、提出された資料をもとに行い、追加提案の説明及び追加資料の配布は認めない。
- ⑤ 1事業者の出席は5名以内とする（協力事業者の出席も可とする。）。

(4) 審査の結果

審査結果については、審査会終了後、企画提案者全員に書面で通知する。

審査会の評価得点について、企画提案者から文書（任意様式）による申請があった場合は、企画提案者自身の各項目得点及び最優秀提案の合計得点を開示する。

なお、審査結果に関する問い合わせ、異議申し立ては一切受け付けない。

7. 失格又は無効

企画提案者が、次のいずれかの事項に該当した場合は失格又は無効とする。

- (1) 「3 参加資格」に定める要件を満たさない（満たさなくなった）者による提案。
- (2) 「4 参加申込手続等」に定める提出期限を過ぎて提出された提案。
- (3) 企画提案書その他提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (4) 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合。
- (5) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合。

8. 取下げ

企画提案書等の提出後、やむを得ない理由が生じたことなどにより参加を辞退する場合は、速やかに辞退届（任意様式）を持参又は郵送すること。

郵送の場合は、提出した旨の連絡をすること。

なお、提出済みの書類については返却をしない。

9. 契約の締結等

- (1) 本プロポーザルは、本業務に適した企画提案者を選定するものであり、直ちに契約関係が生じるものではない。
- (2) 町は、最優秀企画提案者を第1位契約候補者とし、契約締結交渉を行うものとする。
- (3) 契約に係る業務内容は、別添「横芝光町自動運転実証調査業務仕様書（案）」に定める内容を標準とし、契約締結の際にプロポーザルの内容に即して協議により仕様書を確定するが、提案内容のすべてが反映されるものではない。
- (4) 契約に際し、再度見積もりを徴収する場合がある。

- (5) 本業務委託中、製造請負については議決案件となる場合には、町議会の承認までは仮契約とする。
- (6) 最優秀企画提案者が、選定終了後に本要領の失格条項に該当すると認められた場合又は取下げにより辞退する場合は、次順位者と契約締結交渉を行うこととする。

10. その他留意事項

- (1) 企画提案は1事業者1提案とする。
- (2) 提出書類の追加・変更は原則認めない。
- (3) 本プロポーザルにおいて提出された書類は理由の如何に関わらず返却しない。
- (4) 本プロポーザルの参加に要する費用は、企画提案者の負担とする。
- (5) 提出された書類が横芝光町情報公開条例（平成18年横芝光町条例第8号）に基づく開示請求の対象となった場合は、企画提案者の意向を確認した上で、本条例の規定に基づき公開の可否等を決定する。
- (6) 提出された資料は、選定作業などに必要な範囲において複製を作成する場合がある。

別表 審査基準

評価項目	評価の観点	配点
①運営能力に関する提案 業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・類似業務の実績、成果を有しているなど、知識やノウハウ、経験等を十分に活かせることが期待できるか。 ・適切な人員配置、指導監督体制が整備され、業務実施手順を示す実施フローや工程表について、妥当なものであるか。 	20
②実施エリア選定に関する提案	<ul style="list-style-type: none"> ・自動運転移動サービスの実現の可能性が高いと考えられるエリア選定の提案となっているか。 	10
③自動運転システム及び車両に関する提案	<ul style="list-style-type: none"> ・実施エリアの道路環境や周辺環境等を考慮した最適な提案となっているか。 ・ルート選定について、技術検証が実施可能なものとなっているか。 ・乗客及び周辺歩行者、車両の安全性を確保した計画となっているか。 	20
④実証実験の実施体制に関する提案	<ul style="list-style-type: none"> ・実証実験を実施するにあたり、移動サービスの担い手とする交通事業者の他、協力企業や大学、研究機関と連携する場合、その理由や役割等が記載されているか。 ・地域住民の理解促進・社会的受容性を計測できる調査項目は妥当なものであるか。 	20
⑤社会実装を見据えた事業に関する提案（継続性）	<ul style="list-style-type: none"> ・社会実装に向けて本業務終了後も持続可能性を意識した収支計画と、事業内容の充実・発展が見込まれる提案となっているか。 	20
⑥価格に関する提案	<ul style="list-style-type: none"> ・業務コストが妥当性のある提案となっているか。 	10
合計		100
<p>※上記はプロポーザル審査委員会1人あたりの配点である。</p> <p>※「①運営能力に関する提案」「③自動運転システム及び車両に関する提案」「④実証実験の実施体制に関する提案」における合計点数が6割以上でなければ契約候補者として特定しない。</p>		